

□■□■□■□■□ 保育所サポートデスク メールニュース □■□■□■□■□
2023.4.17

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
前回の続報として最近のトピックスをお伝えいたします。

◆令和5年度の開始にあたっての再確認事項について◆

各種の法令等の改正に伴い、今年度4月以降に義務化・努力義務化されるもの、
昨年度から変更されていることで漏れが生じやすいことなどについて、事務局にて
簡単にまとめました。

●児童福祉施設等における安全計画の策定が義務化（施行日：令和5年4月1日）

作成にあたっては子ども家庭庁の資料及び動画が公開されています。

（こども家庭庁公式チャンネル）

安全管理マニュアル研修動画

<https://www.youtube.com/watch?v=OfedbZ1fQ9M>

安全管理マニュアルの適切な運用について

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/pdf/anzen_kensyu.p

[df](#)

既に作成・運用済みの園もあるかもしれませんが、

- ・策定した安全計画について、施設長等が保育士等の職員への周知とともに、各種の研修や訓練を定期的に実施しなければならないこと。
- ・施設長等は、保護者等に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を
入園時等の機会において説明や共有などを行うこと。
- ・施設長等は、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うと
ともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

ということが新省令第6条の3第2～4項に示されています。

また、事故に至らなかった「ヒヤリハット」等を含む再発防止に関連することも

記載がありますので、事故予防・防止のための仕組みの強化として、以下の資料もご参照ください。

(内閣府 HP)

いわゆる「ヒヤリハット事例」に関する調査研究報告の概要

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/hiyarihatto/gaiyou.pdf>

教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集（2023年3月）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/hiyarihatto/jirei.pdf>

これまでの園の取組で十分実施されている場合は特に変更ありませんが、これを機に園の取組を強化する場合などには、上記の視点を踏まえたものとなるよう、留意が必要です。

なお、今年度最初のセミナーは、令和5年7月19日（水）に開催予定ですが、昨今のリスクに関する内容を今一度皆さんと確認する機会としたいと考えております。具体的な内容につきましては後日お知らせいたします。

●業務継続計画の策定等が努力義務化（施行日：令和5年4月1日）

2月のメールニュースでもお伝えいたしましたが、再掲いたします。設備運営基準の改正により、

- ①業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。定期的に業務継続計画の見直しを行うこと
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することについても努力義務となっています。

児童福祉施設等における業務継続計画等について

https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2023/02/20221223jimu_BCP.pdf

児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）

Word : https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2023/02/BCP_hinagata.docx

児童福祉施設における事業継続ガイドライン

https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2023/02/BCP_guideline.pdf

保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2022(令和4)年10月一部改訂）

全体版：<https://www.mhlw.go.jp/content/001051422.pdf>

一部見直し概要：<https://www.mhlw.go.jp/content/001007670.pdf>

新旧対照表：<https://www.mhlw.go.jp/content/001007671.pdf>

主な修正箇所：<https://www.mhlw.go.jp/content/001051423.pdf>

研修動画（児童福祉施設に係る BCP について）

https://youtu.be/KoSbvU_ulNE

研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について）

https://youtu.be/Hj4y_3Tqjbg

● 処遇改善等加算Ⅲの運用について

昨年 10 月から開始した処遇改善等加算Ⅲ（以下「処遇Ⅲ」）の算定については、処遇改善等加算Ⅱのように、平均年齢別利用こども数や加算の有無などをもとに、対象職員人数を算定したうえで、それを単価に乗じることになる予定です。職員数の算出の方法については、具体的な内容が正式に国から示された時点で、市町村から案内があるものと存じますが、詳細がわかりましたら、皆様へお知らせいたします。

ただ、処遇Ⅲは 2 / 3 以上を月額で配分することとなっており、職員への月額の支給を遡及することは制度的にも職員の印象的にも難しいことがありますので、ひとまず前年度ベースで支給しておくことが無難かと思われまます。

◆ 「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」に関する手引き◆

3 月 29 日、厚生労働省の「保育所等における子育て支援の在り方に関する研究会」での検討等をもとに作成された資料「保育所等における在園時の保護者への子育て支援 個別的な対応を中心に」が公開されました。内容としては基本編・実践編・資料編でまとめられ、保護者コミュニケーションにおける基本的な対応や手法、相談支援のための園内体制や管理職の役割などを再確認できるものとなっています。

（厚生労働省 HP）

保育所等における在園児の保護者への子育て支援

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001079964.pdf>

◆未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究報告書◆

去る令和5年3月に未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究の報告書がこども家庭庁のホームページ上で公開されています。

同資料では、自治体や民間団体における、未就園児等の訪問支援や見守り、外国にルーツのある家庭への支援、発達障害や要保護児童への支援などの取組事例と、担当者からのヒヤリングの結果が取りまとめられるとともに、今後の取組の基本的な考え方や方針などが示されています。前述の保護者支援とも関連する内容として情報提供をいたします。

概要版

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0b325468-5373-4973-be49-f5f1535fdb1d/8561a085/20230329_councils_mishuuenji_gaiyou_01.pdf

詳細版

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0b325468-5373-4973-be49-f5f1535fdb1d/59cc933e/20230329_councils_mishuuenji_zentai_01.pdf

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 050-3488-7866

|||||